

横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱

制 定 令和7年4月1日 こ保運第118号(局長決裁)

(目的)

第1条 本要綱は、横浜市乳児等通園支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施される乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象は、実施要綱第3条第1項に定める者で、実施要綱第4条の認可を受けている者（以下「実施事業者」という。）とする。

(対象児童)

第3条 対象とする児童（以下「児童」という。）は、実施要綱第5条に定める児童とする。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 横浜市長（以下「市長」という。）は、実施事業者に対し、事業の実施に要する経費を助成する。

- 2 対象とする経費は、人件費及び研修費、備品費、消耗品費、保険料、広告宣伝費とする。
- 3 事業の実施に係る基本的な経費の助成として、別表1に掲げる額を、事業を開始した日の属する月から助成する。なお、月の途中で事業を終了した場合は、終了した日の属する月まで助成する。
- 4 児童の利用実績に応じて、別表2に掲げる額を助成する。当日キャンセル分については利用実績に含めることができるものとし、この場合、利用実績に含めた利用時間については、利用したもののみとし、利用者の利用可能時間から減算を行うこと。
- 5 前項に加え、児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合、別表3に掲げるとおり助成する。
 - (1) 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱（以下「障害児等要綱」という。）第3条第1号又は第2号のいずれかに規定する児童
 - (2) 障害福祉サービス受給者証又は障害児通所受給者証を所持する児童
 - (3) 障害児等要綱第3条第4号に規定する児童
 - (4) 支援が必要と区福祉保健センター長が特に認めた要支援家庭の児童
- 6 事業の実施にあたり必要な研修費及び備品費に要する経費を、別表4に掲げる額を上限に、事業開始年度に限り助成する。
- 7 実施要綱第13条第1項に基づく利用料減免を行った場合は、同条第2項の各号に応じた減免額を支給する。

(利用状況報告)

第5条 当該助成金の交付を受けようとする実施事業者は、あらかじめ横浜市乳児等通園支援事業助成金状況報告書（第1号様式及び第1号様式別表）により、利用状況を市長に報告しなければならない。

- 2 実施事業者は、毎月の実績について、翌月10日までに報告を行うものとする。

(交付申請)

第6条 当該助成金の交付を受けようとする実施事業者は、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 横浜市乳児等通園支援事業助成金交付申請書（第2号様式）

(2) 助成を受ける期間に該当する横浜市乳児等通園支援事業助成金状況報告書（第1号様式及び第1号様式別表）

(3) 第4条第6項に規定する費用の助成を受ける場合は当該経費の支払いを証する書類

2 助成金の交付決定後の事情の変更により、内容を変更して再度交付申請を行う場合は、横浜市乳児等通園支援事業助成金変更交付申請書（第3号様式及び第3号様式別紙）を市長が定める日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請に基づき、その内容を審査し、横浜市乳児等通園支援事業助成金交付決定通知書（第4号様式）を実施事業者へ通知する。

2 市長は、助成金の交付をしないことと決定したときは、横浜市乳児等通園支援事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

3 前条第2項に定める変更交付申請書に対する交付決定は、横浜市乳児等通園支援事業助成金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

4 前項の規定により変更交付決定を受けた実施事業者は、請求が完了している助成金額を減額する場合には、市長が定める日までに差額分を返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条の決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請者が前条の交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内までに申請の取下げをすることができる。

（助成金の請求）

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた実施事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、横浜市乳児等通園支援事業助成金請求書（第7号様式）により、市が別途通知する期日までに市長に請求する。

2 第7条第3項の規定に基づく助成金の交付の請求は、横浜市乳児等通園支援事業助成金請求書（変更交付分）（第8号様式）により行うものとする。

3 市長は、前2項の請求について、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（助成金の交付時期）

第10条 助成金は原則、四半期ごとに交付するものとする。

（仕入控除）

第11条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、実施事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(助成金の経理)

第12条 実施事業者は、本要綱に基づく助成金を受領したときは適正に管理し、事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(助成金の取消し、差し止め等)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた実施事業者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合、偽りやその他不正の手段により助成金の交付を受けたときには、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、交付済みの助成金の全部又は一部について、返還を命じることができる。当該年度中に交付が見込まれる助成金の交付を差し止めることができる。

2 助成金の交付を受けた者は、前項に規定する返還命令があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第14条 助成金の交付を受けた実施事業者は、前条第1項の規定による取消しにより、助成金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 助成金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、実施事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成額等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。

4 実施事業者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(助成金に関する調査)

第15条 市長は、助成金の執行状況について必要があると認めるときは、実施事業者に対して状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 実施事業者は、助成金等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、実施事業者が交付を受けた助成金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は助成金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が助成金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

(関係書類の保存)

第17条 実施事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日

の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 本要綱に規定するもののほか、本要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

別表1 基本助成

助成額（月額）
80,000円

別表2 利用児童加算

年齢区分	助成額（児童1人あたり）
0歳児	1時間あたり 1,300円
1歳児	1時間あたり 1,100円
2歳児	1時間あたり 900円

※年齢区分は、年度当初の年齢に応じて判断する。

別表3 障害児等受入加算

区分	助成額（児童1人あたり）
障害児等 （第4条第5項第1号又は第2号に規定する児童）	1時間あたり 400円
医療的ケアが必要な児童 （第4条第5項第3号に規定する児童）	1時間あたり 2,400円
要支援家庭の児童 （第4条第5項第4号に規定する児童）	1時間あたり 400円

別表4 研修費・備品費

助成額（年額）
250,000円

横浜市乳児等通園支援事業助成金状況報告書

令和 年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

(法人名)

(代表者職名)

(代表者氏名)

横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱に基づき、令和 年 月分の実績について、次のとおり報告します。

助成額 ¥ 0 . —

1 実施施設名称

施設名称	
------	--

2 助成額の内訳

助成項目	助成額
基本助成	円
利用児童加算助成	0 円
障害児等受入加算助成	0 円
減免分助成	0 円
研修費・備品費	0 円
計	0 円

3 利用児童加算助成の内訳

年齢	延べ利用時間数	単価	助成額
0歳児	0.0 時間	1,300 円	0 円
1歳児	0.0 時間	1,100 円	0 円
2歳児	0.0 時間	900 円	0 円
合計			0 円

4 障害児等受入加算助成の内訳

区分	延べ利用時間数	単価	助成額
障害児等	0.0 時間	400 円	0 円
医療的ケア児	0.0 時間	2,400 円	0 円
要支援家庭	0.0 時間	400 円	0 円
合計			0 円

5 減免分助成の内訳

区分	延べ利用時間数	単価	助成額
生活保護世帯	0.0 時間	300 円	0 円
非課税世帯	0.0 時間	240 円	0 円
360万円未満世帯	0.0 時間	210 円	0 円
要保護世帯	0.0 時間	150 円	0 円
合計			0 円

6 研修費・備品費

区分	助成額
研修費	0 円
備品費	0 円
合計	0 円

横浜市乳児等通園支援事業助成金状況報告書 別表

※研修費・備品費は下部の別記載項目に計上してください。

2025/4/1

[illegible]

横浜市乳児等通園支援事業助成金状況報告書 別表

※研修費・備品費は下部の別記載項目に計上してください。

[illegible]

- ※1:令和7年4月1日時点における年齢が自動入力されます。
- ※2:障害児等受入加算に該当する児童はありを選択
- ※3:時間単位の場合は利用時間数を入力（30分未満の利用は30分単位で切り上げとる）
例：1時間15分⇒ 1.5 / 1時間45分 ⇒ 2
- ※4:研修費・備品費を計上する場合は、支出の確認ができる書類を添付してください（領収書の写し等）

※4 研修費 _____ 円
備品費 _____ 円

(第2号様式)

横浜市乳児等通園支援事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

（法人名）

（代表者職名）

（代表者氏名）

横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱に基づき、令和 年 月～令和 年 月分の実績について、次のとおり助成金の交付を申請します。

助成額

¥

. —

1 実施施設名称

施設名称

2 添付資料

横浜市乳児等通園支援事業助成金状況報告書（令和 0 年 0 月 ～ 0 月分）（第1号様式）

横浜市乳児等通園支援事業助成金状況報告書 別表（第1号様式別表）

(第3号様式)

横浜市乳児等通園支援事業助成金変更交付申請書

年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

(法人名)

(代表者職名)

(代表者氏名)

横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱に基づき、令和 年 月～令和 年 月分の実績について、次のとおり助成金を変更したいので申請します。

交付決定変更申請額 ¥ 0 . —

1 実施施設名称

施設名称

2 変更が生じた理由（該当するもの全てにチェック）

☐ 適用する単価区分の訂正

☐ 障害児等受入加算の新規認定に係る訂正

☐ 利用時間数の訂正

☐ 障害児等受入加算の適用区分の訂正

☐ 利用料減免に係る訂正

☐ その他（ ）

3 交付申請額

助成項目	当初交付申請額		変更交付申請額	
基本助成		円		円
利用児童加算助成		円		円
障害児等受入加算助成		円		円
減免分助成		円		円
研修費・備品費		円		円
計	0		0	

4 変更の内訳

第3号様式別紙のとおり

施 設 名 称	0
---------	---

《変更の内訳》

(1) 基本助成

対象月		当初の確定内容		変更後の内容		差額	
		確定額		確定額			
	月		円		円	0	円
合計						0	円

(2) 利用児童加算助成

月分	当初の確定内容		変更後の内容		差額	
年齢	延べ利用時間数	確定額	延べ利用時間数	確定額		
0歳児	時間	円	時間	円	0	円
1歳児	時間	円	時間	円	0	円
2歳児	時間	円	時間	円	0	円
合計		0 円		0 円	0	円

(3) 障害児等受入加算助成

月分	当初の確定内容		変更後の内容		差額	
区分	延べ利用時間数	確定額	延べ利用時間数	確定額		
障害児等	時間	円	時間	円	0	円
医療的ケア児	時間	円	時間	円	0	円
要支援家庭	時間	円	時間	円	0	円
合計		0 円		0 円	0	円

(4) 減免分助成

月分	当初の確定内容		変更後の内容		差額	
区分	延べ利用時間数	確定額	延べ利用時間数	確定額		
生活保護世帯	時間	円	時間	円	0	円
非課税世帯	時間	円	時間	円	0	円
360万円未満世帯	時間	円	時間	円	0	円
要保護世帯	時間	円	時間	円	0	円
合計		0 円		0 円	0	円

(5) 研修費・備品費

対象月		当初の確定内容		変更後の内容		差額	
		確定額		確定額			
	月		円		円	0	円
合計						0	円

※行数が不足する場合は、適宜行を追加して使用すること。

横浜市乳児等通園支援事業助成金交付決定通知書

こ保給第 号
令和 年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

横浜市長 山中 竹春

年 月 日に申請のありました横浜市乳児等通園支援事業助成金（令和 年 月から 月分まで）
について、次のとおり交付決定します。

交付決定額 ￥ 0 . —

1 実施施設名称

施設名称	
------	--

2 交付決定額の内訳

助成項目	助成額
基本助成	円
利用児童加算助成	円
障害児等受入加算助成	円
減免分助成	円
研修費・備品費	円
計	0 円

3 交付条件

横浜市乳児等通園支援事業実施要綱及び横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱を遵守すること

横浜市乳児等通園支援事業助成金不交付決定通知書

こ保給第 号
令和 年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

横浜市長 山中 竹春

年 月 日に申請のありました横浜市乳児等通園支援事業助成金（令和 年 月から 月分まで）
について、次の理由により交付しないことを決定します。

1 実施施設名称

施 設 名 称	
---------	--

2 不交付の理由

横浜市乳児等通園支援事業助成金変更交付決定通知書

こ保給第 号
令和 年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

横浜市長 山中 竹春

年 月 日に申請のありました横浜市乳児等通園支援事業助成金（令和 年 月から 月分まで）
について、次のとおり変更交付決定します。

変更交付決定額 ￥ 0 . —

1 実施施設名称

施設名称	
------	--

2 変更交付決定額の内訳

助成項目	当初交付決定額		変更交付決定額	
基本助成		円		円
利用児童加算助成		円		円
障害児等受入加算助成		円		円
減免分助成		円		円
研修費・備品費		円		円
計	0		0	

3 交付条件

横浜市乳児等通園支援事業実施要綱及び横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱を遵守すること

横浜市乳児等通園支援事業助成金請求書

令和 年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

（法人名）

（代表者職名）

（代表者氏名）

令和 年 月 日こ保給第 号の交付決定通知に基づき、横浜市乳児等通園支援事業について、次のとおり助成金を請求します。

請求額	¥	0 . —
-----	---	-------

1 実施施設名称

施設名称	
------	--

2 助成額の内訳

助成項目	助成額
基本助成	円
利用児童加算助成	円
障害児等受入加算助成	円
減免分助成	円
研修費・備品費	円
計	0 円

3 振込先

振込先	信用金庫	金融機関コード		支店名		支店コード	
種目	普通・当座	口座番号					
口座名義人							

（留意事項）請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印を省略できません。

請求委任や、受領委任を行う場合は以下に記載・押印のうえ、請求書の代表者欄にも押印が必要です。
本件の振込については、上記の口座名義人宛に振込願います。

法人名

代表者職氏名

印

横浜市乳児等通園支援事業助成金請求書（変更交付分）

令和 年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

（法人名）

（代表者職名）

（代表者氏名）

令和 年 月 日こ保給第 号の変更交付決定通知に基づき、横浜市乳児等通園支援事業について、次のとおり請求します。

請求額	¥	0 . —
-----	---	-------

1 実施施設名称

施設名称	
------	--

2 助成額の内訳

助成項目	変更交付決定前	変更交付決定後	差額請求額
基本助成	円	円	0 円
利用児童加算助成	円	円	0 円
障害児等受入加算助成	円	円	0 円
減免分助成	円	円	0 円
研修費・備品費	円	円	0 円
計	0	0	0

3 振込先

振込先	信用金庫	金融機関コード	支店名	支店コード
種目	普通・当座	口座番号		
口座名義人				

（留意事項）請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印を省略できません。

請求委任や、受領委任を行う場合は以下に記載・押印のうえ、請求書の代表者欄にも押印が必要です。
本件の振込については、上記の口座名義人宛に振込願います。

法人名

代表者職氏名

印

横浜市長

事業実施者（所在地）

（法人名）

（代表者職名）

（代表者氏名）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年度横浜市乳児等通園支援事業に係る、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

1 横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱第6条及び第7条に基づく額の確定額

¥ . -

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ . -

3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

積算内訳報告書

1 施設名

2 代表者職氏名

3 施設の所在地

4 助成金名称
_____年度 横浜市乳児等通園支援事業助成金

5 横浜市乳児等通園支援事業助成金交付要綱第6条及び第7条に基づく額の確定額

6 概要

(1) 補助金の使途の内訳

区分		課税仕入				非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分			
経費の内訳							0
							0
							0
							0
							0
							0
	計	0	0	0	0	0	0

※8%と10%が混在する場合は、内訳区分で仕分けし記入してください。

(2) 課税売上割合

_____%

(3) 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____円